

これってもしかして性暴力？ ひとりで悩まず相談してね

？

こども性暴力防止法がスタートします。

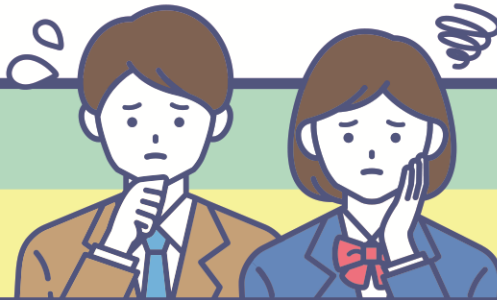
身近な大人から、このようなことをされたことはありませんか？

例えば・・・

- ☑ プライベートゾーンをさわられた、さわらせられた、みせられた
- ☑ 肌が露出（ろしゅつ）した写真や裸の写真を送るようにお願いされた
- ☑ 性的なことを言われた、性的なチャットを送られた
- ☑ 必要以上にさわってくる など

！

好意がある相手、信頼する相手からであっても
大人がこどもにこういうことをするのは『性暴力』
です。



参考
こども家庭庁
広報ポスター

1人で抱え込まず、信頼できる大人に相談しましょう

- 学校の先生にいつでも相談してください。どの先生でもかまいません。
- 知っている人に話しにくいときには、三川町教育委員会、三川町子育て支援室に相談してください。専門の相談員があなたを支え、あなたと一緒に考えます。
- とく名で（名前を言わずに）相談できます。また、秘密は守られます。安心して相談してください。相談の内容については、他の大人と協力して対応します。

相談窓口

三川中学校（66-3117）、三川町教育委員会（35-7005）、
三川町子育て支援室（35-1707）

